

南島原市入札監視委員会

提言書

令和3年3月

提言

1. 総合評価落札方式の拡大、充実について

平成30年度より総合評価落札方式については、最低制限価格制度から履行確実性評価方式へと変更され、本方式は価格と技術提案、その他の価格以外の要素も総合的に評価し落札者を決定する。また不良不適格業者の排除、工事の品質確保及び事業者の技術力向上等を目的とするため、年間発注見通しを早期公表し、早期発注することでより良い技術者での受注が可能となり、企業育成や工事成績に影響する。このことを踏まえ、評価項目や評点等の見直しを図りながら活用を進めること。

2. 物品調達一般競争入札の審議に対する取扱いについて

現在、入札監視委員会では「市が発注する建設工事及び調査・設計業務委託（コンサル）」を対象として審議を行っており、「物品調達」は審議対象としていない。大規模な物品調達など、案件によっては設計の在り方等、審議案件とすることが望ましいと考えるため、南島原市入札監視委員会条例第2条第4号により、物品調達の案件であっても一定の要件を設け、審議対象とするよう検討されたい。

令和3年3月25日

南島原市入札監視委員会

委員長 梅本 義信

委員 中村 良治

委員 本田 博徳

委員 岩本 公明